

改正要旨

閲覧することができる場合

- 1 国または地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のため必要な場合
- 2 個人または法人から、次に掲げる活動を行うために必要である旨の申し出があり、相当と認める場合
 - (1) 統計調査、世論調査、学研究その他調査研究のうち、公益性が高いと認められるもの
 - (2) 公益団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの
 - (3) 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提訴その他特別な事情による居住関係の確認のうち市町村長が定めるもの